特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金に関する事務【令和6年3月29日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年6月4日

[平成31年1月 様式2]

関連情報

関連情報							
1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事務						
	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情でまえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金支給に関する事務を行う。						
事務の概要	(1)申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 (2)決定通知、諸通知発送に関する事務 (3)給付金支給に関する事務						
システムの名称	子育て世帯生活支援特別給付金受給者情報システム						
2.特定個人情報ファイル	名						
子育て世帯生活支援特別給付	金受給者情報ファイル						
3.個人番号の利用							
法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項及び別表第一の100 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条						
4.情報提供ネットワークシ							
実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施しない] 2)実施しない 3)未定						
法令上の根拠	(1)情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4						
5.評価実施機関における	担当部署						
部署	健康福祉部こども課						
所属長の役職名	こども課長						
6.他の評価実施機関							
-							
7.特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求						
請求先	健康福祉部こども課						
8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	廿日市市健康福祉部こども課 〒738 8512 広島県廿日市市新宮1-13-1 (代表)0829 20 0001 (直通)0829 30 9197						

しきい値判断項目

1.対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点					
2. 取扱者	2.取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和4年4月1日 時点					
3.重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1.提出する特定個人情報保護評価書の種類							
く選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目 30 基礎可用 30							
3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
取されている。 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
2. 特定個人情報の八子(1	月牧灰伏个	ットソークシステ	ムを通り	た八子を除い。) <選択肢>			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か]	十分である	1	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3.特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5 . 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情幸	最提供ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6.情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7.特定個人情報の保管・流	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8.監査							
実施の有無	[] 自ā	己点検	[]	内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・自	李発						
従業者に対する教育・啓発	[+3	分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

夕天 凹	71	1			
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 部署	福祉保健部こども課	健康福祉部こども課	事後	
令和4年4月1日	関連情報 7.特定個人情報の開示·訂正· 利用停止請求 請求先	福祉保健部こども課	健康福祉部こども課	事後	
令和4年4月1日	関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	〒738-8501 廿日市市下平良1-11-1 電話番号0829-30-9197	廿日市市健康福祉部こども課 〒738 8501 広島県廿日市市下平良1 11 1 (代表)0829 20 0001 (直通)0829 30 9197	事後	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	廿日市市健康福祉部こども課 〒738 8501 広島県廿日市市下平良1 11 1 (代表)0829 20 0001 (直通)0829 30 9197	廿日市市健康福祉部こども課 〒738 8512 広島県廿日市市新宮1-13-1 (代表)0829 20 0001 (直通)0829 30 9197	事後	
令和5年4月26日	関連情報 4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携	実施する	実施しない	事後	
令和6年3月29日	評価書名	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金に関する事務	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金に関する事務(令和6年3月29 日終了)	事後	